

令和6年度 第1回広島県教科用図書選定審議会 議事録

1 開催日時 令和6年4月19日（金）午後3時00分～午後4時30分

2 開催場所 広島県自治会館1階101会議室

3 出席者 19名

4 欠席者 1名

5 内 容

事務局	<p>(本会議の選定審議会の職務について説明)</p> <p>(会長及び副会長選出)</p>
会長	<p>本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p>昨年度は、第1、2回は公開、第3回は非公開とした。</p> <p>第3回については、審議の内容が、県立特別支援学校小学部・中学部で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の選定についての意見を伺うというものであり、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。</p> <p>議事録については、第1回から第3回までの全てを公開した。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えます。</p>
会長	<p>事務局の説明について、質問や意見はないか。</p>
委員	<p>なし（全委員）。</p>
会長	<p>今年度も会議の傍聴については、第1回と第2回を公開、第3回を非公開、議事録は公開することを確認する。</p> <p>義務教育諸学校における教科書採択について、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (義務教育 指導課担 当者)	<p>資料「教科書制度の概要」を基に、教科書の種類について説明する。</p> <p>教科書には、大きく分けて三つの種類がある。</p> <p>文部科学省の検定を受けた文部科学省検定済教科書、文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書、特別支援学校並びに特別支援学級において、適切な教科書がないなど特別な場合に使用される一般図書である。</p> <p>(教科書が使用されるまでの流れ)</p> <p>教科書が使用されるまで、「著作・編集」「検定」「採択」「発行（製造・供給）」という手続きを経て、児童生徒の手元に無償で届けられている。</p> <p>発行者が作成した教科書を、文部科学省が基準に基づいて検定する。検</p>

定されたものの中から最もふさわしいと思われるものを、採択権者が採択する。発行者が必要部数を製造・供給し、児童生徒が使用するという流れになっている。

教科書の検定、採択については、資料「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」に示される周期で行われている。今年度は中学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択を行う。

(採択の権限)

教科書の採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。国立・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にある。

(教科書採択の仕組み)

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みについて説明する。

- ① 教科用図書の発行者は検定を経た教科書で、次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。
- ② 文部科学大臣は、届け出のあった教科書を一覧にまとめて教科書目録を作成してホームページに掲載し、県教育委員会を通じて市町教育委員会や国立・私立学校へ周知する。
- ③ 発行者は、教科書の見本を県教育委員会、採択地区内の市町教育委員会、国立、私立学校に送付する。ただし、一般図書の見本の送付はない。
- ④ 県教育委員会は、採択基本方針等を教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本日の会は、ここに位置付けられる。
- ⑤ 選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。
- ⑥ 学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行う。今年度は6月14日から7月31日までの間の連続した14日間となっている。
- ⑦ 各採択地区や国立・私立学校で、8月31日までに採択を行う。

事務局
(特別支援
教育課担
当者)

(小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用図書採択について)

小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書である。

特別支援学校の著作教科書には、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用がある。特別支援学校用の教科書は、需要数が少ないことから教科書発行者による発行がされないため、文部科学省が著作・編集を行い、教科書発行者にその製造・供給を委ねている。

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、点字版が発行されている。

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、小学部では言語指導、中学部では言語が発行されている。

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、小学部では国語、算数、生活、音楽が、中学部では国語、数学、音楽が発行されている。

知的障害者用の著作教科書は、星のマークの数で学習指導要領の段階を

	<p>示している。</p> <p>肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については、著作教科書は発行されていない。</p> <p>(一般図書について)</p> <p>一般図書について説明する。学校教育法附則第9条第1項により、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級において、検定済教科書又は著作教科書以外の教科用図書を使用することができると定められている。この学校教育法附則第9条第1項の規定に基づく教科用図書を、一般図書と呼んでいる。</p> <p>この一般図書を使用する主な場合としては、特別支援学校の小・中学部において、知的障害者用の著作教科用図書がない教科の場合、又は障害の状態が重く、著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用することができる。一般図書の主なものとしては、絵本などがある。</p> <p>小・中学校等の知的障害特別支援学級においても、検定済教科書及び著作教科書を使用することが適当でない場合に一般図書を使用することができる。</p> <p>(採択の手続きについて)</p> <p>県立の特別支援学校の小・中学部においては、各学校が選定し県教育委員会に申請したものにに基づき、県教育委員会が採択している。また、市町立の小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校においては、各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。</p> <p>(令和6年度に県立中学校及び県立特別支援学校の小・中学部で使用する教科書の採択結果について)</p> <p>(令和6年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学校において使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書及び一般図書の採択結果について)</p> <p>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する場合は、小学部では国語、算数、生活、音楽、中学部では国語、数学、音楽については著作教科書があるのでこれを使用することとなる。著作教科書のない教科、又は著作教科書を使用することが適当でない場合は、一般図書を使用することとなる。</p> <p>視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、知的障害を併せ有する児童生徒に対して知的障害特別支援学校の各教科に替えた教育課程を編成することができるため、知的障害者用の著作教科書及び一般図書を採択している。</p> <p>全ての特別支援学校が教育課程にしたがって著作教科書を選定し、新たに発行された生活の著作教科書においては、各学校で検討され、半数以上の学校において選定し、県教育委員会が採択している。</p> <p>会長 事務局からの説明について、質問及び意見等はないか。</p> <p>委員 知的障害者用の著作教科書は、学習指導要領の目標を踏まえて作成されている。生活の著作教科書について採択していない学校があるが、採択はしなくてよいのか。</p> <p>事務局 知的障害者用の生活の著作教科書については、昨年発行されたものであ</p>
--	--

	<p>り、見本本が学校に届いた時期が、学校が選定している時期であった。指導書も発行されていなかったことから、詳細が分からない面があり、著作教科書を選定しなかった学校もあった。今年は、指導書も発行されており、学校で調査研究を行い、在籍する児童生徒の実態に応じて適切に選定するものと考えている。</p>
会 長	<p>この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案してもらいたい。</p>
部 長 (兼) 参 与	<p>令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択に関する事務に対して広島県教育委員会が行う指導、助言又は援助に関する事項について諮問する。</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定により、次の事項について、本審議会の意見を求める。</p> <p>諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について
会 長	<p>これより諮問事項の審議に入る。</p> <p>諮問事項1「採択の基本方針について」事務局から原案の説明を求めらる。</p>
事務局	<p>(諮問事項1「採択の基本方針について」)</p> <p>令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針(案)に基づいて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 採択の基本 (2) 適正かつ公正な採択の確保 (3) 開かれた採択の推進 2 方法、組織及び手続 について説明する。
会 長	<p>事務局の説明について、質問及び意見はないか。</p>
委 員	<p>中学校用教科用図書の調査研究の観点について、一部変更があったというところだが、具体的にどのように変更したのか。</p>
事務局	<p>前回の中学校用教科用図書の採択を行ったのが、令和2年度である。このときは、調査研究の観点アは基礎・基本の定着であった。現行の学習指導要領では、育成を目指す資質・能力として、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させることが求められている。このことを踏まえ、学習指導要領に則った文言である知識及び技能の習得に変更している。また、変更点がもう一点ある。前回の調査研究の観点オは言語活動の充実であった。本県では、平成15年から、ことばの教育に力を入れてきた。このオの観点の調査を通して、思考力、判断力、表現力等について調査してきた。これについても、現行の学習指導要領に則った文言である「思考力、判断力、表現力等の育成」に変更している。</p> <p>また、これらの変更に伴い、学習指導要領の「育成を目指す資質・能力」で示されている順番に則り、観点の順番も変更している。</p>

会 長	その他、質問及び意見はないか。
委 員	調査研究の観点が変わったというのは、観点の趣旨は同じだけれども、表現が変わったと捉えてよいのか。
事務局	<p>前回の調査研究の観点が「基礎・基本の定着」について「知識及び技能の習得」に変更しているが、これまでと同様の趣旨で表現が変わったと捉えていただければと考えている。</p> <p>一方で、調査研究の観点が「言語活動の充実」について、これまでは、「思考力、判断力、表現力等」の要素を含めながら調査研究を行ってきたが、「表現力の育成」に軸足が置かれていた。今回、さらに学習指導要領の趣旨に則り、児童生徒が思考、判断しながら表現する部分について詳しく調査ができるものと考えている。</p>
会 長	その他意見がないようであれば、採択基本方針については、事務局案で承認ということでよいか。
委 員	よい（全委員）。
事務局	<p>（諮問事項「2『選定資料』の作成について」）</p> <p>資料に基づいて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作成の趣旨 2 作成の方法 について説明する。
会 長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委 員	新聞等の報道によると、新しい中学校の教科書は、前回よりも、デジタル化が進むと言われている。今回の調査では、教科書のデジタル化に関しては、どのように対応するのか。
事務局	文部科学省からは、教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書が基本であると示されている。一方で、デジタルコンテンツの充実が特徴として挙げられているため、観点オの「内容の表現、表記」で、各教科等で調査する予定である。
委 員	選定資料の公開後、各市町が、教科書のデジタルコンテンツを見ることが出来る補助的な措置はあるのか。
事務局	各採択権者において教科書の調査研究を行うに当たり、各教科書発行者から、各採択権者に学習者用デジタル教科書の見本本が提供される予定である。各採択権者が各学校や地域の実態に応じて、この見本本を使って調査研究をする環境は整っている。
委 員	<p>新聞報道から、教科書のページ数を減らすために、二次元コードを使い、動画等を活用して説明していると知った。そのような意図も考慮して選定資料をつくった方がよいと思われる。</p> <p>また、ネットワークの負荷により、生徒全員が同時に見られないとなると、生徒にその情報が提供されないということになる。そういった観点についても考慮してもらいたい。</p>

事務局	各自治体によって、ネットワーク環境は様々である。県教育委員会が作成する選定資料は、「デジタルコンテンツが多いからよい」等と優劣をつけるものではない。本県としては、いただいた御意見を踏まえ、調査の視点を検討し、適正に調査研究をして、各採択権者が選定するために、より参考となる選定資料となるよう努めてまいる。
会 長	その他、質問及び意見はないか。
委 員	なし（全委員）。
会 長	意見がないようであれば、「選定資料」の作成については事務局の原案どおりでよいか。
委 員	よい（全委員）。
会 長	承認されたのでこの後、私から諮問事項について、教育長に答申するの で了承いただきたい。 以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。
事務局	今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月10日に開催する予定である。